

和歌山工業高等専門学校聴講生規則

制 定 平成 2 年 6 月 2 3 日

最近改正 平成 2 7 年 5 月 1 3 日

(趣旨)

第 1 条 和歌山工業高等専門学校学則第 5 9 条第 2 項に基づき、聴講生に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(入学資格)

第 2 条 聴講生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における 1 2 年の課程を修了した者
- 三 本校が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 四 日本国における高等専門学校生活を体験することを目的として、外国の政府、地方公共団体若しくは公益性を有する団体等から派遣された、日本の高等学校に相当する課程に在籍している者

(入学の時期)

第 3 条 聴講生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第 4 条 聴講生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

- 一 聴講生入学願書 (本校所定のもの)
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業 (又は修了) 証明書
- 四 健康診断書 (本校所定のもの)
- 五 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書又は依頼書

(入学者の許可)

第 5 条 前条の入学志願者については、面接試験その他による選考の上、校長が入学を許可するものとする。

- 2 入学の許可に際しては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。
- 3 入学を許可された者は、入学時までに所定の誓約書を提出しなければならない。

(聴講期間)

第 6 条 聴講生の聴講期間は、当該年度内とする。ただし、聴講生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1 年に限り、その期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により聴講期間を延長するときは、所定の延長願いを期間満了前までに、校長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の規定により聴講期間を延長するときは、検定料及び入学料は、徴収しない。

(聴講科目)

第 7 条 聴講生が聴講できる科目は、実験、実習以外の科目とする。ただし、第 2 条第四号による聴講生はこの限りでない。

(授業料の納付)

第8条 聴講生の授業料は、所定の期日までに、聴講する科目に係る金額を納付しなければならない。

2 授業料を納めない者は、除籍する。

(検定料、入学料及び授業料)

第9条 聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に基づき定められた額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(履修証明書)

第10条 聴講生には、願い出により、聴講した科目の履修証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 本規則に違反した者又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みがない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。

(他の規則等の準用)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、学内諸規則を準用する。

附 則

この規則は、平成2年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月13日から施行する。